

民生委員・児童委員活動に関する検討委員会

報告書

(案)

平成31年(2019年) 月

東京都福祉保健局

目次

1 はじめに	1
2 都内民生委員・児童委員の現状	
(1) 平成 28 年 12 月の一斉改選における状況	
① 民生委員・児童委員の委嘱状況	2
② 年齢別委嘱者数	2
③ 職業別委嘱者数	3
(2) 充足率の推移	3
(3) 活動状況	3
(4) 複雑化・多様化する地域課題	
① 人口構造、世帯構造の変化	6
② 多様化する課題	7
③ 近年における社会福祉諸制度の見直し等	7
④ 地域共生社会の実現に向けた国の改革の方向性	8
⑤ 全民児連実施「民生委員・児童委員による社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査」	9
⑥ 東京都地域福祉支援計画の策定	10
⑦ 「東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について 中間まとめ」の策定	10
3 関係機関における検討	
(1) 国（厚生労働省）における検討	11
(2) 全民児連における検討	11
(3) 都民連における検討	11
4 課題解決に向けて	
(1) 適任者確保の取組	
① 活動の周知	14
② 候補者への適切な説明	21
③ 候補者の推薦	24
④ 民生委員推薦準備会の活用	28
⑤ 民生委員・児童委員研修	29
(2) 民生委員・児童委員の活動支援に向けた環境整備	
① 地域の実情に応じた支援	33
② 民生委員・児童委員に依頼される業務の多様化	37
③ 民児協組織の活性化	40
④ 児童委員活動の充実	45
⑤ 民生委員・児童委員同士の支え合い	50
⑥ 協働による地域福祉活動	57
⑦ 民生委員・児童委員活動における連携強化	58
⑧ 民生委員・児童委員活動費	65
5 各地区の活動紹介	66
6 おわりに	72
資料編	73

コラム 目次

新一年生向けリーフレットの配布（国立市）	19
ホームページに民生委員の想いを知らせるインタビューを掲載（都民連）	20
候補者向けパンフレットの配布（西東京市）	23
活動しやすい環境整備～充足率100%を目指して～（八王子市）	35
ふれあい相談員の配置（港区）	36
民生委員・児童委員から緊急時の連絡方法（江戸川区）	39
参加しやすい定例会（中野区）	44
民生委員・児童委員ならではの子育てサロン「はとぼっぼ」（福生市）	48
広報紙「さくら」を使ったPR活動（足立区）	49
6期目を迎えた班体制（葛飾区）	54
新任委員への引き継ぎに向けて（昭島市）	55
新任委員に「コーチ」となる先輩委員を配置（文京区）	56
地域福祉コーディネーターの取組（調布市）	62
地域ケアネットワーク（ケアネット）（三鷹市）	63
支援を通じた地域とのつながり	64

○ 本報告書中に使用している主な略語

- ・「区域担当」…………… 区域担当の民生委員・児童委員
- ・「民児協」…………… 民生児童委員協議会
- ・「都民連」…………… 東京都民生児童委員連合会
- ・「推薦会」…………… 民生委員推薦会

- 本文の図表に掲げる数値は、原則として表示単位未満を四捨五入している。
このため、百分率については、各要素の合計が100%とならないことがある。

1 はじめに

- 民生委員・児童委員は、住民の身近な相談相手として、日常的な見守りや相談・支援、関係機関への橋渡しなど、地域福祉の推進のために様々な活動を行う無報酬のボランティアであり、都内では10,140人（平成30年4月現在）が、委嘱されています。
- 近年、東京では、少子高齢化の急速な進展による単身世帯の増加、核家族化の進行などにより、人と人とのつながりが希薄になり、社会から孤立する人々が生じやすくなっています。また、経済的困窮やひきこもり、認知症など、複合的な課題を抱えた方が増加しています。
- また、住民が抱える地域生活課題の複雑化・多様化に伴う活動の困難性や活動量の増加により、民生委員・児童委員が抱える負担感が増大しており、担い手不足が課題となっています。一方、多くの方がやりがいを感じて活動しています。
- 平成28年度全国調査において、民生委員・児童委員になって「とても良かった」「良かった」の合計は1期目が区域担当委員では52.8%、主任児童委員では53.3%に対し、2期目、3期目と割合が高くなり、5期目以上では76.8%、78.0%となっています。民生委員・児童委員になった方が、1期目で退任せず2期、3期と在任していただき、やりがいを感じて活動していけるよう、都・区市町村・都民連を含む関係機関が協力し、民生委員・児童委員の活動環境を整えることが重要です。
- こうした状況を踏まえ、平成31年（2019年）12月以降の一斉改選に向けて、民生委員・児童委員に係る課題や状況の変化に対応し、民生委員・児童委員活動の充実を図るため、必要な支援や環境整備について検討することを目的に、平成30年に東京都民生児童委員連合会（以下「都民連」という）の協力を得て、「民生委員・児童委員活動に関する検討委員会」を設置しました。
- 検討に当たっては、4回の検討委員会、5回の作業部会を開催するとともに、昨年7月には、検討の基礎資料を得るため、都民連において民生委員・児童委員の活動実態調査を実施しました。
- この報告書では、民生委員・児童委員の活動環境整備、都民連が策定した東京版活動強化方策の推進、候補者発掘策、活動の周知の取組に関する事項などについて、これまでの議論を踏まえ、意見を取りまとめました。

2 都内民生委員・児童委員の現状

(1) 平成 28 年 12 月の一斉改選における状況

① 民生委員・児童委員の委嘱状況

- 定数 10,776 人に対し、委嘱数が 9,940 人、充足率は 92.2%です。このうち、区域担当の民生委員・児童委員（以下「区域担当」という）は、92.0%です。（表 1）

表 1 民生委員・児童委員の委嘱状況¹

区分	定数	委嘱数					欠員数	充足率
			男		女			
区域担当	9,953 人	9,160 人	2,355 人	25.7%	6,805 人	74.3%	793 人	92.0%
主任児童委員	823 人	780 人	139 人	17.8%	641 人	82.2%	43 人	94.8%
合計	10,776 人	9,940 人	2,494 人	25.1%	7,446 人	74.9%	836 人	92.2%

（平成 28 年度福祉保健局生活福祉部調査）

② 年齢別委嘱者数

- 区域担当は 60 歳代が 62.9%を占めており、次いで 50 歳代が 18.4%、70 歳代が 15.5%と続き、49 歳以下は約 3%と少数です。
- 主任児童委員は、年齢要件が区域担当よりも低く設定されているため、55 歳以上が 52.1%、50 歳～55 歳未満が 29.5%、49 歳以下が約 18%となっています。（表 2）

表 2 民生委員・児童委員の年齢別委嘱者数¹

区分	委嘱者数 (上段: 人数(人)、下段: 構成比(%))						平均年齢
	合計	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～72歳	
区域担当	9,160	10 (0.1)	280 (3.1)	1,690 (18.4)	5,761 (62.9)	1,419 (15.5)	53.9歳
主任児童委員	780	4 (0.5)	140 (17.9)	230 (29.5)	406 (52.1)		54.8歳

（平成 28 年度福祉保健局生活福祉部調査）

¹ 平成 27 年 4 月に八王子市が中核市に移行し、民生委員・児童委員に関する事務が移管されたが、ここには、八王子市を含んだ数値を記載している。

③ 職業別委嘱者数

- 就労中の民生委員・児童委員は、区域担当では 45.6%、主任児童委員では 61.7%であり、合計 4,660 人が就労しています。就労者の割合は、平成 19 年度に比べて区域担当、主任児童委員とも増加しています。(表 3)

表3 民生委員・児童委員の職業別委嘱者数¹

	区分	定数 (人)	委嘱数(上段:人数(人)、下段:構成比(%))												
			合 計	業 社 会 福 祉 事 務 者	宗 教 家 又 は 教 師	宗 教 家 又 は 教 師	科 医 師 又 は 歯 科 医 生	療 養 士 又 は 保 健 士	弁 護 士	教 育 者	農 業 従 事 者	会 社 員	自 営 業 者	公 務 員	そ の 他
H19	区域担当	9,666	9,122 (100)	113 (1.2)	99 (1.1)	5 (0.1)	44 (0.5)	1 (0.0)	44 (0.5)	112 (1.2)	178 (2.0)	2,430 (26.6)	47 (0.5)	716 (7.8)	5,333 (58.5)
	主任児童 委員	795	753 (100)	18 (2.4)	9 (1.2)	1 (0.1)	7 (0.9)	0	16 (2.1)	6 (0.9)	25 (3.3)	187 (24.8)	8 (1.1)	100 (13.3)	376 (49.9)
H28	区域担当	9,950	9,160 (100)	287 (3.1)	75 (0.8)	3 (0.0)	98 (1.1)	1 (0.0)	61 (0.7)	69 (0.8)	334 (3.6)	2,082 (22.7)	62 (0.7)	1,107 (12.1)	4,981 (54.4)
	主任児童 委員	820	780 (100)	36 (4.6)	6 (0.8)	2 (0.3)	11 (1.4)	0	17 (2.2)	6 (0.8)	44 (5.6)	184 (23.6)	6 (0.8)	169 (21.7)	299 (38.3)

(福祉保健局生活福祉部調査)

(2) 充足率の推移

- 東京都全域、全国とも、充足率は一斉改選ごとに低下しています。(表 4)

表 4 東京都の充足率の推移¹

	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 28 年度
東京都	94.1%	93.9%	92.2%
全国	97.7%	97.1%	96.3%

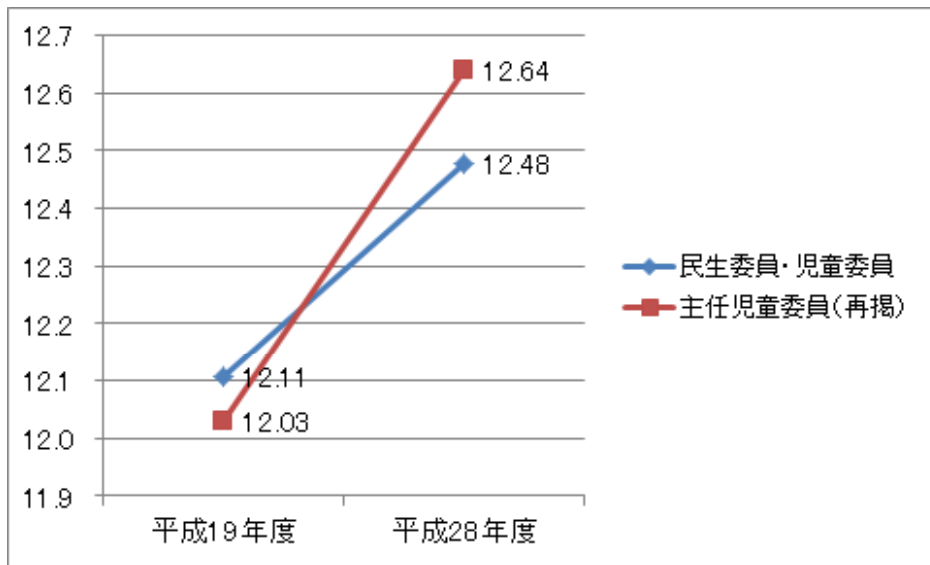
(東京都：福祉保健局生活福祉部調査)

(全国：厚生労働省資料をもとに福祉保健局生活福祉部作成)

(3) 活動状況

- 民生委員・児童委員の活動日数は、平成 19 年度は一人当たり 12.1 日程度だったのが、平成 28 年度では一人当たりの月平均で 12.5 日程度となっています。(図 1)

図1 一人当たり月平均活動日数の比較



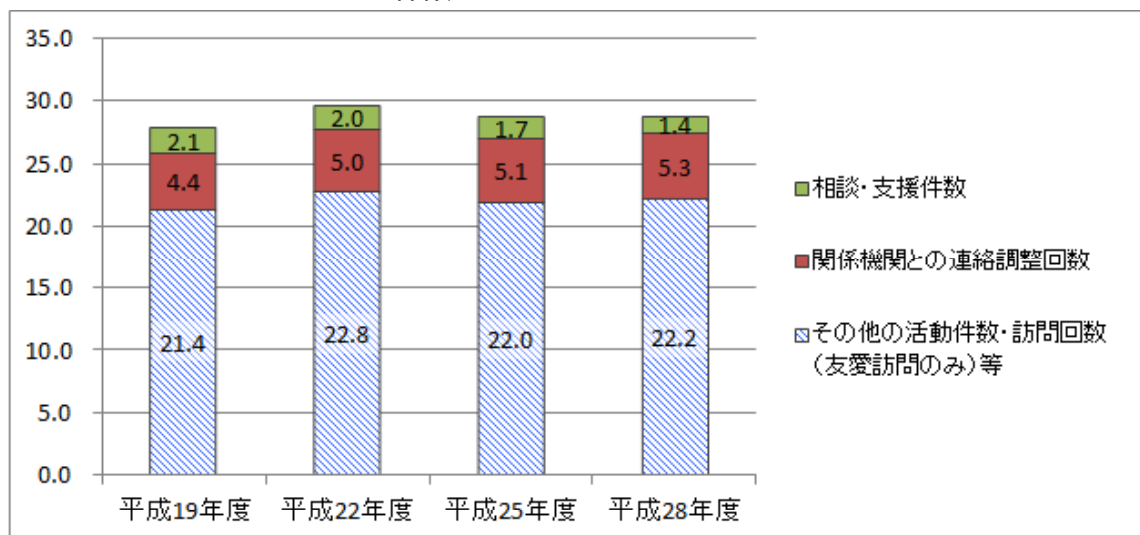
(活動記録集計結果をもとに福祉保健局生活福祉部作成)

- 民生委員・児童委員の活動状況について、活動記録の集計結果を見てみると、相談支援件数が減少し、関係機関との連絡調整回数が増加しています。

これは、地域包括支援センターや子供家庭支援センターなどの専門分野ごとの相談機関が住民の身近な地域に整備されたことから、住民のニーズを必要なサービスへ「つなぐ」ことへと活動形態が変化してきたためと思われます。

また、一人・一月当たりのその他の活動件数・訪問回数（友愛訪問のみ）は、概ね22件で推移しています。（図2）

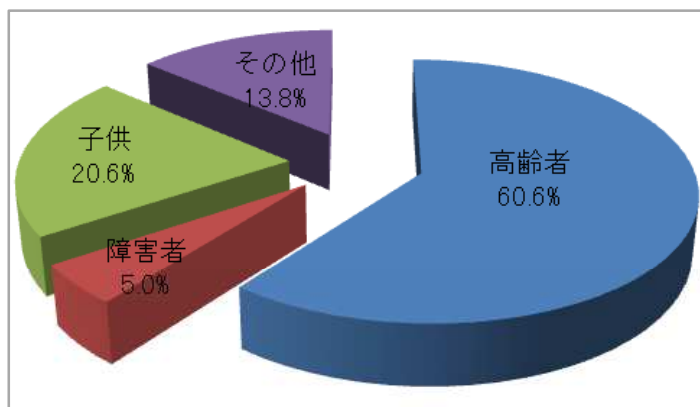
図2 一人当たり月平均活動件数の推移



(活動記録集計結果をもとに福祉保健局生活福祉部作成)

- 民生委員・児童委員が行う相談・支援を分野別に見ると約 60%が高齢者に関するものです。(図3)

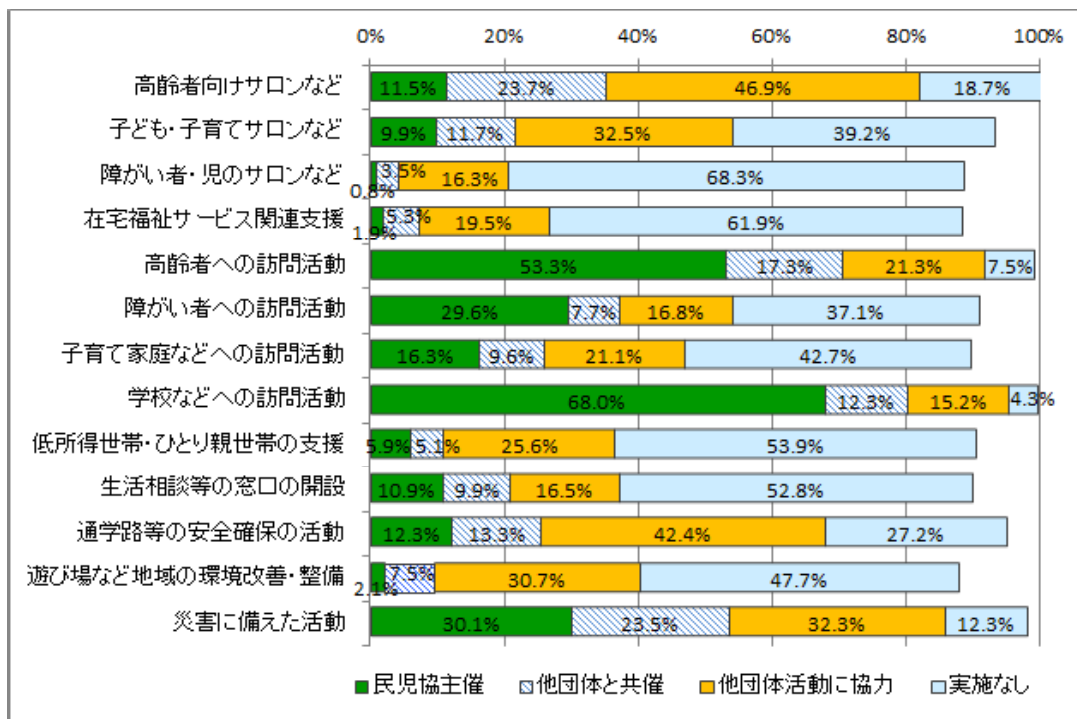
図3 分野別相談・支援の構成比



(平成 28 年度活動記録集計結果をもとに福祉保健局生活福祉部作成)

- 単位民生委員児童委員協議会（以下「単位民児協」という。）による活動について、民児協としてどのような活動を行っているかを聞いたところ、上位は「学校などへの訪問活動」「高齢者への訪問活動」でした。(図 4)

図4 単位民児協による住民向け活動の実施状況



(平成 28 年度全国調査²のうち東京都分)

² 全国民生委員児童委員連合会（以下「全民児連」という。）が平成 28 年度に実施した民生委員制度創設 100 周年記念全国モニター調査

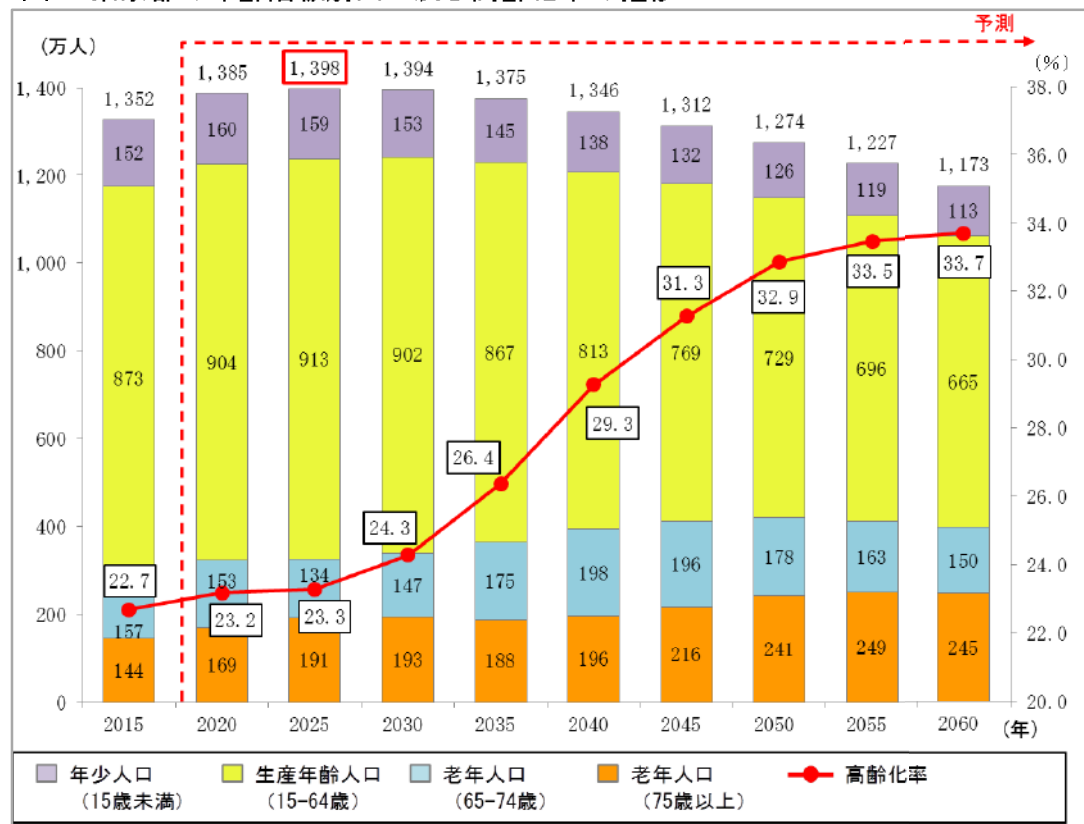
(4) 複雑化・多様化する地域課題

① 人口構造、世帯構造の変化

○ 東京都の人口は、今後もしばらく増加を続け、2025 年に 1,398 万人でピークを迎え、その後、減少に転じると見込まれます。

その中で、老年人口（65 歳以上）は、年々増加することが予測され、2015 年には高齢化率が 22.7%であったところ、2060 年には 33.7%となると見込まれます。（図 5）

図5 東京都の年齢階級別人口及び高齢化率の推移



(資料) 「国勢調査」(総務省)等より作成

(備考) 1. 2020年以降は東京都政策企画局による推計

2. 四捨五入や、実績値の総数には年齢不詳を含むことにより、内訳の合計が総数と一致しない場合がある

○ 東京都の一般世帯数は、2015 年の 669 万世帯から、2030 年には 708 万世帯まで増加し、その後、人口減少の影響により 2060 年には 620 万世帯まで減少すると見込まれます。

○ 65 歳以上の単独世帯に、世帯主の年齢が 65 歳以上の夫婦のみの世帯を合わせた世帯数は、2015 年の 136 万世帯から、2060 年には 185 万世帯になり、全世帯の 3 割が、高齢者の一人暮らしや二人暮らしによって占められることとなります。

② 多様化する課題

- 東京では、少子高齢化の急速な進展による単身世帯の増加、核家族化の進行などにより、人と人とのつながりが希薄になり、社会から孤立する人々が生じやすくなっています。また、地域や家庭の「子育て力」が低下し、子育てに不安を抱える家庭が増加していることも指摘されています。
- 経済的困窮やひきこもり、認知症など、多様な課題を抱えた方も増加しており、こうした課題を丸ごと受け止め、住民に寄り添いながら適切な支援につなげる上で、民生委員・児童委員に求められる役割が大きくなっています。

③ 近年における社会福祉諸制度の見直し等³

社会の変化が急速に進む中、この数年の間においても生活困窮者自立支援法や子どもの貧困対策推進法など、新たな法律の施行や法改正によって、民生委員・児童委員の活動にも影響が出ています。

ア) 社会福祉法の改正（平成 29 年 4 月施行）

- ・ 社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、地域における公益的取り組みを実施する責務を明確化

イ) 介護保険制度の改正（平成 27 年 4 月施行）

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で、最後まで安心して生活を送ることができる「地域包括ケアシステム」を推進

ウ) 新たな認知症総合戦略（新オレンジプラン）の策定（平成 27 年 1 月）

- ・ 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会づくりの推進

エ) 障害者総合支援法等の改正（平成 30 年 4 月施行）

- ・ 施設利用者の円滑な地域移行のために、「自立生活援助サービス」を新たに創設。巡回訪問や随時の対応により、障害者の地域生活を支援

オ) 障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）

- ・ すべての国民が、障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指す。

³ 平成 28 年 11 月 全民児連「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会 中間報告」を一部改変

力) 子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月)

- ・ 就学前の子どもの保育・教育の一体的な提供を目指す

キ) 児童福祉法等の改正(平成29年4月施行)

- ・ 児童福祉法の理念の明確化として、児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障されること等を規定

ク) 生活困窮者自立支援制度の施行(平成27年4月)

- ・ 経済的困窮、社会的孤立等、複合的な課題を有し、生活保護の手前の段階にあるような人びとの自立支援を強化

ケ) 子供の貧困対策推進法の施行(平成26年1月)

- ・ 子供の6人に1人が貧困状態にあるとされるなか、貧困家庭の子供への教育支援をはじめ、子どもの貧困対策を総合的に進める国の責任を明確化

【関連分野】

コ) 災害対策基本法の改正(平成25年6月施行)

- ・ 要援護者の支援体制整備を推進するため、発災時に自力での迅速な避難が困難な者(避難行動要支援者)の名簿をあらかじめ作成するよう市町村長に義務付け

サ) 消費者教育推進法の施行(平成24年12月)

- ・ 消費者被害の防止に向け、消費者自らの判断力を高める研修機会の提供等の取り組みを推進

④ 地域共生社会の実現に向けた国の改革の方向性

- 国は、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとした改革を進めています。この改革は、「我が事」と「丸ごと」の二つのキーワードで説明されます。

◆ 「我が事」

家庭の機能の低下や、日常の様々な場面におけるつながりの弱まりを背景に、社会的孤立や制度のはざまの課題が表面化していることから、地域住民が「他人事」ではなく「我が事」の意識を持って、課題の解決や地域づくりに主体的に取り組む、つながり支え合う地域を育てていくことをいいます。

◆ 「丸ごと」

様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況が見られることや、地域によっては急速な人口減少が進んでおり、専門人材の確保や公的支援の安定的な提供が困難になってきていることなどを背景に、課題に包括的に対応したり、地域の実情に応じて高齢・障害といった分野をまたがった総合的な支援を提供しやすくしたりできるようにすることをいいます。

- また、地域共生社会とは、地域住民や地域の多様な主体が、「地域福祉」の考え方に沿って、自らにできることを考え、暮らし続けたい地域の将来像やそのための方法について、利害を調整しながら合意し、共通の目標に向かって連携することで、住民一人ひとりの暮らし、生きがい、主体性、尊厳などが尊重され、守られる社会の姿です。

⑤ 全民児連実施「民生委員・児童委員による社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査」（平成 28 年度）

- この調査で把握した課題を抱える人の多くは、「認知症」や「知的・発達障害、精神障害」があり、自らの状況を認識できていない可能性に加えて、SOSを発する意思や意欲が低い状態にある可能性もあります。

このようなケースに対し、民生委員・児童委員の訪問や近隣住民からの相談をきっかけに関わりが始まっている例も少なくありません。

- 民生委員・児童委員がつないだ機関による支援の有無にかかわらず、民生委員・児童委員や民児協として高い割合で「定期的な訪問」を実施しています。
社会的孤立状態にある人のなかには、民生委員・児童委員だけを介して地域とつながっている事例も多くありましたが、民生委員・児童委員だけが背負い込むのではなく、地域住民を巻き込んでいくことが今後は一層重要であり、それは国が掲げる地域共生社会の実現につながります。

- 専門職による相談支援体制が確立されたうえで、民生委員・児童委員が地域とのつながりを再構築するきっかけを作りつつも、住民同士が関わり合い、それを専門機関等がきちんと支援していくことができこそ、成果が現れるまでに長い時間を要する社会的孤立状態にあって課題を抱える人の支援が可能になるといえます。

⑥ 東京都地域福祉支援計画の策定

- 平成30年3月に東京都地域福祉支援計画が策定されました。この計画には、地域の支え合いを育み、都民の安心した暮らしを支え、地域福祉を支えるというテーマに沿って、包括的な相談・支援体制の構築や身近な地域における住まいの確保や居場所づくり、生活困窮者への総合的な支援体制の整備、福祉人材の確保・育成・定着、地域の多様な人材の参画と連携など、分野を超えたきめ細かな対応を充実させるための様々な施策を盛り込んでいます。
- この計画の中で、民生委員・児童委員は、地域福祉の支え手の一つとして取り上げられています。

⑦ 「東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について 中間まとめ」の策定（東京都社会福祉協議会）

- 平成30年3月に発行したこのまとめでは、国の動きを受けて、東京において今後いかにして地域共生社会づくりを進めるべきかを検討しました。
- 民生委員・児童委員に期待することとして、
 - ・ 地域課題が複雑化・困難化する中で、民生委員・児童委員はこれまで以上に重要な役割が期待されるが、個人の民生委員・児童委員の力だけでは限界があり、関係機関との連携により役割を分担、軽減したり、活動をサポートする体制が重要です。
 - ・ 個人の資質向上に加えて、民生委員・児童委員同士がチームで動くことにより「つなぐ役割」だけでなく、持続的な「寄り添う支援」が可能になると思われます。
 - ・ また、民生委員・児童委員と個々の社会福祉法人、事業所とがそれぞれの強みを活かして協力するだけでなく、都内各地で進む社会福祉法人の地域連携ネットワークと民生児童委員協議会が組織的に連携することも重要です。
 - ・ 民生児童委員協議会、社会福祉法人のネットワーク、地域福祉コーディネーターの協働による「チーム方式の地域福祉推進体制」（「東京モデル」）を機能させ、関係者との協働を深め、多様性ある“共創”社会をめざすことが求められます。

3 関係機関における検討

(1) 国（厚生労働省）における検討

- 平成25年度に厚生労働省に設置された「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」では、民生委員・児童委員が地域の中核としてその力を十分に発揮できるよう活動環境の整備に向けた検討を行い、緊急的にしっかりと取り組む事項について「早期に対応できるもの」として提言をとりまとめました。
- 今後、時間をかけて慎重に検討する項目として、民生委員・児童委員の活動範囲に係る他制度の整理、研修等による民生委員・児童委員の「なり手」への仕組みづくり、民児協・単位民児協事務局機能の強化などが挙げられています。

(2) 全民児連における検討

- 社会や家庭の姿が大きく変わるなか、民生委員・児童委員活動を取り巻く状況も変化しています。住民の生活課題、福祉課題が多様化するなか民生委員・児童委員への期待が高まる一方、活動範囲の広がりや、それに伴う負担の拡大、さらには新たななり手の確保の困難さなどが全国的に指摘されています。
- こうした状況のなか、全民児連では、「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会」を設置し、100年の歴史の総括、また現状と課題の整理を踏まえ、今後の制度や活動のあり方について検討を行い、平成30年3月に最終報告を取りまとめました。
- この報告では、民児協の機能強化、単位民児協の基盤の強化、研修の実施、民生委員・児童委員候補者の推薦方法の多様化、民生委員・児童委員活動への理解と協力を広げるための広報、新任委員を支える民児協運営など、関係者が取り組むべき事項について整理されました。

(3) 都民連における検討

- 都民連では、100年の価値ある実践を継承し、さらに発展させるために、民生委員・児童委員として個別支援活動と地域づくりの両面から様々な場面で協働の取り組みを深め、住民の課題を解決できる地域社会を目指して、平成28年11月に「東京版活動強化方策」を策定しました。
- この活動強化方策は、①個別支援活動の向上、②班体制の確立、③民児協組織の強化、④児童委員活動の充実、⑤協働による地域福祉活動の5本の柱からなり、今後10年の民生委員・児童委員活動の羅針盤として活用されることになってい

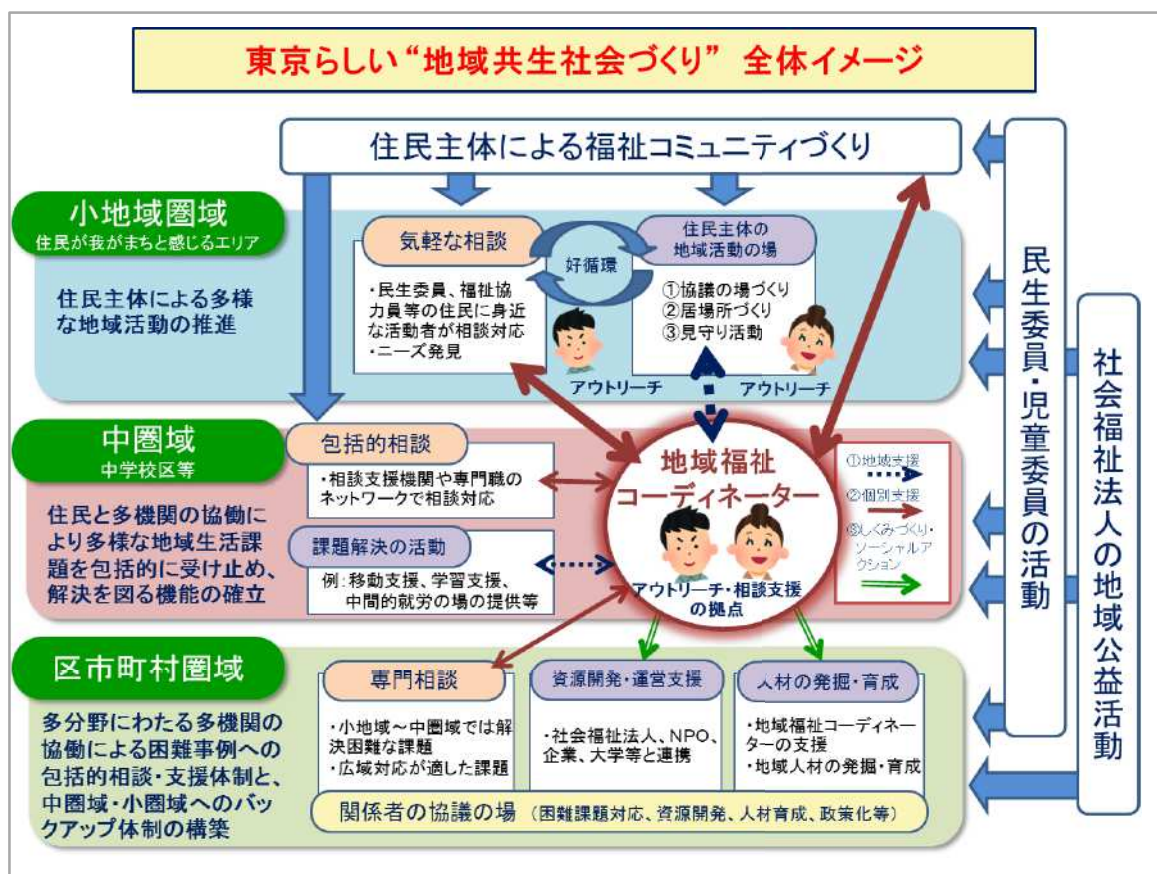
ます。



4 課題解決に向けて

東京都社会福祉協議会がとりまとめた「東京らしい“地域共生社会づくり”」のあり方について「中間まとめ」では、大都市東京ならではの“あるべき地域共生社会の姿”を追求することを意識して、地域共生社会づくりを進める地域基盤(しくみ)のあり方や、地域福祉コーディネーターの配置と育成策、社会福祉法人の地域公益活動、民生委員・児童委員活動の連携・協働などについて述べています。(図6)

図6 東京らしい“地域共生社会づくり”全体イメージ



以下、地域共生社会づくりの中で、民生委員・児童委員が地域福祉における住民の中心として、力を効果的に発揮できるよう、様々な取り組みについて検討します。

(1) 適任者確保の取組

民生委員・児童委員のなり手不足の解消のため、民児協、行政、社協など関係者が協力して、民生委員・児童委員の選任に積極的に取り組むことが必要です。また、様々な年代、経験を有した多様な人材の確保の観点も重要です。

① 活動の周知

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：⑤協働による地域福祉活動
 <現状・課題>

- 平成 28 年 6 月に、福祉保健局インターネット福祉保健モニターに対し民生委員・児童委員についてアンケートを実施したところ、「民生委員・児童委員」を知っていたと回答したのは約 8 割⁴でした。一方、約 7 割が「あまり周知されていないと思う。」と回答しています。（図 7、図 8）

図7 あなたは、以前から民生委員・児童委員についてご存じでしたか。

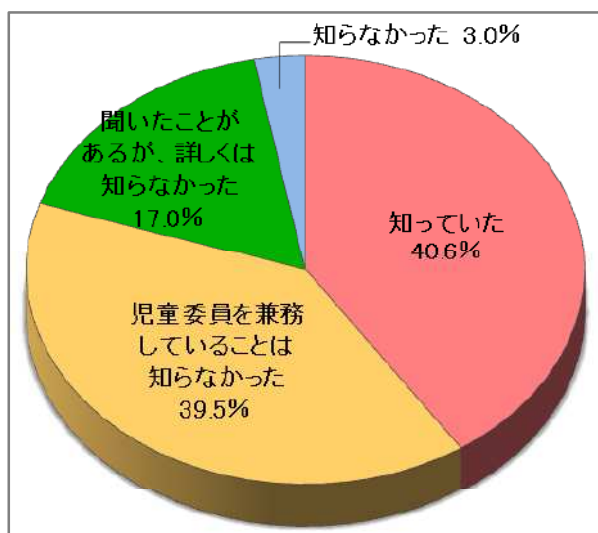
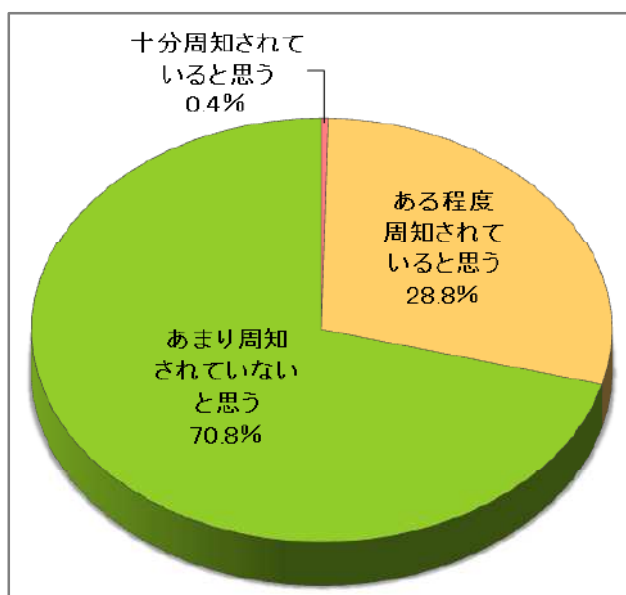


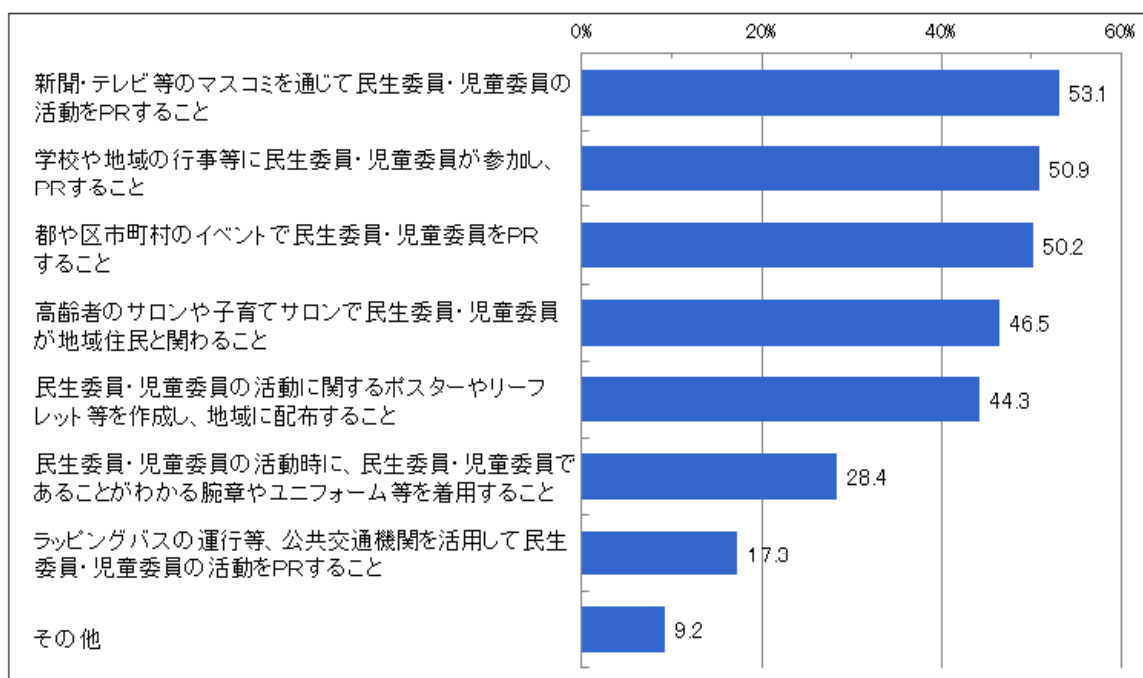
図8 民生委員・児童委員について、十分な周知がされていると思いますか。



⁴ 民生委員・児童委員を知っていたのは 40.6%、（民生委員は知っていたが）児童委員を兼務していることは知らなかった 39.5%の計 80.1%

- また、民生委員・児童委員及び主任児童委員を地域住民によく知ってもらうための方法について「新聞・テレビ等のマスコミを通じて民生委員・児童委員の活動をPRすること」「学校や地域の行事等に民生委員・児童委員が参加し、PRすること」「都や区市町村のイベントで民生委員・児童委員をPRすること」を選択した人が多数いました。（図9）

図9 今後、民生委員・児童委員及び主任児童委員を地域住民の皆様によく知ってもらうためには、どのような方法が望ましいと思いますか。（上位3項目集計）



（図7～図9 平成28年8月 福祉保健局インターネット福祉保健モニター「民生委員・児童委員」について 回答者271名）

- 民生委員・児童委員のなり手不足の背景には、「民生委員は大変」とのイメージが社会に広がっているためと指摘されています。また、「民生委員は報酬をもらって活動している」、「頼んだことは何でもやってくれる」といった誤解をしている住民が少なくありません。

そうした否定的なイメージを払しょくし、民生委員の性格や役割の正しい理解を図っていく必要があります。

- また、民生委員・児童委員の活動が知られていないため、家庭を訪問しても拒否されるなど、活動の周知不足が地域における活動のしにくさにつながっています。

- 民生委員は児童委員を兼ねています。児童委員が地域で子育て家庭に対する相談支援や子育てサロン、地域の見守り等様々な活動を行っている一方、地域には、子育てに関する不安や悩みを抱えつつも相談につながらず課題を抱える親子がいます。
- 全国調査では、区域担当の民生委員・児童委員があなたであることを知っている世帯の割合は、7割以上が7.4%、1割未満が20.5%と、具体的な委員を知っている住民が少数であり、主任児童委員も同様の傾向となっています。（図10、図11）

図10 区域担当の民生委員・児童委員があなたであることを知っている世帯の割合

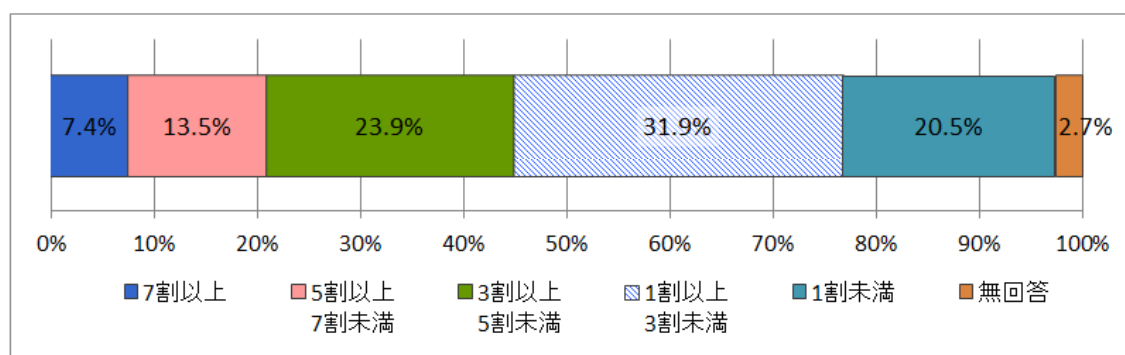
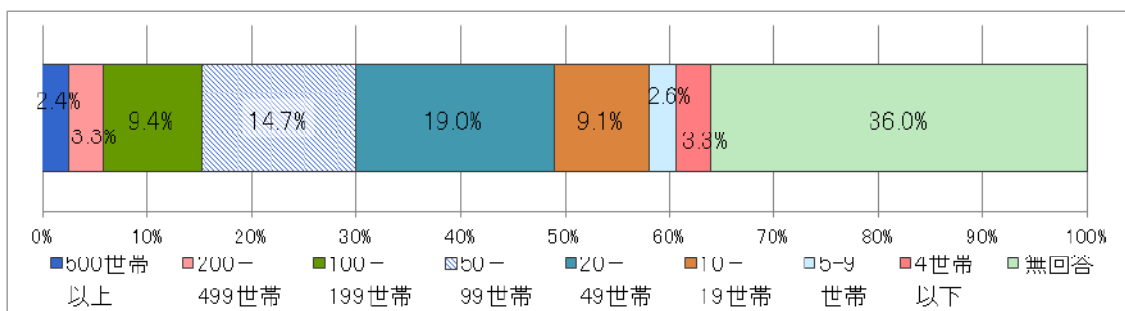


図11 地域の主任児童委員があなたであることを知っている世帯の割合



（図10～図11 平成28年度全国調査のうち東京都分）

- このため、活動を多くの地域住民に知ってもらうことにより、地域住民からは「頼りになる」「必要な」存在として認識されるような取組が必要です。

<取組の方向性>

- 地域住民や関係機関等に対して、民生委員・児童委員の制度や活動内容をわかりやすく、積極的に周知していくことが必要です。

○ その場合、民生委員・児童委員の役割や職務の紹介にとどまらず、何のために PR するのか、「誰に」「何を」「どのように」知ってもらうかを明確にすることが大切です。

○ 5 月の民生委員・児童委員の日 活動強化週間に民生委員・児童委員の存在や活動について、より多くの都民の方々に知っていただくため、平成 24 年度から新宿通りにおいて「民生委員・児童委員活動普及啓発パレード」を実施しています。

平成 30 年は東京の民生委員制度誕生 100 周年を記念したパレードで、知事も一日民生委員・児童委員として参加し、マスメディアにおいて報道されました。また、都内各区市町村長が「一日民生委員・児童委員」に就任し、街頭での PR をはじめサロン活動への参加や友愛訪問など民生委員・児童委員と共に普及啓発活動を行い、広報紙にも大きく掲載されました。

こうした 5 月の民生委員・児童委員の日 活動強化週間に合わせた集中的な広報は、100 周年に際しての記念イベントとすることなく、今後も継続して情報発信していくことにより、民生委員・児童委員の制度や活動を都民に知っていただく有効な取組と考えられます。

○ 加えて、民生委員・児童委員の活動内容や、委員がどのように対応し相談機関等につなげているのかを示す分かりやすい住民向けパンフレット、候補者の推薦母体となる自治会等に対して、活動内容のほか、どんな人が適任かなどを正しく知っていただくためのパンフレット、児童委員の役割や子育てサロン・地域の見守り等、様々な活動を行っていることを知ってもらい、児童虐待の防止等に資する子育て機関・子育て家庭向けパンフレットは、活動の周知に有効です。

○ また、地域の中で民生委員・児童委員が誰なのか知っていただくための PR として、認知症サポーター養成講座に民生委員・児童委員にも参加してもらうことや、小中学校における行事等に民生委員・児童委員が呼ばれた際に、委員活動を紹介する機会を設けるなどの工夫が考えられます。

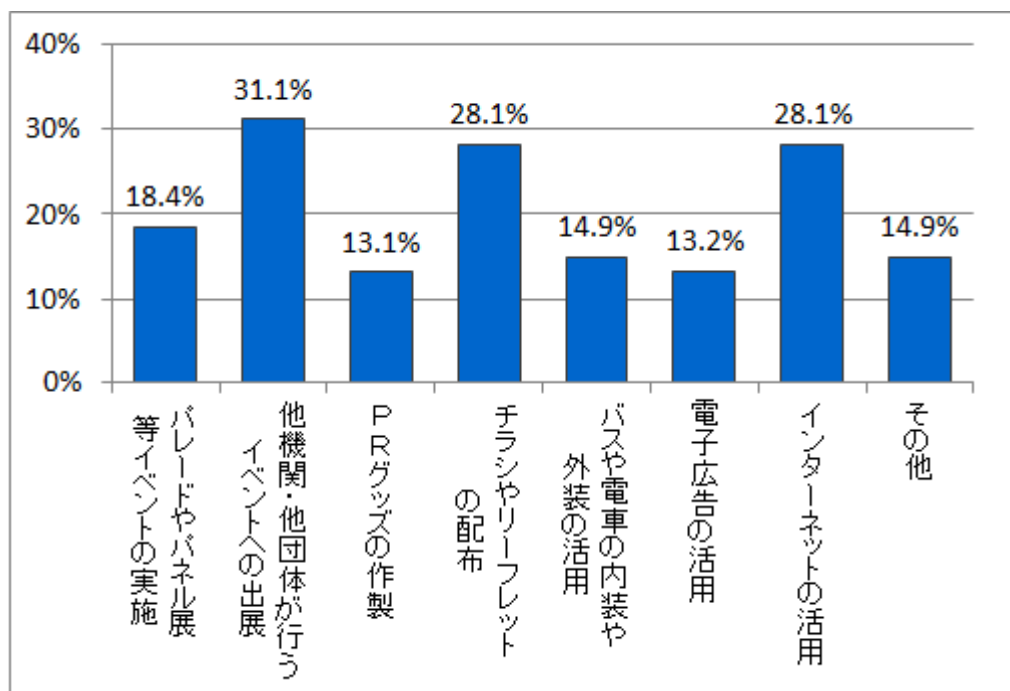
○ さらに、民生委員・児童委員が地域に存在する意義や、地域にある関係機関や行政等との違い（民生委員・児童委員の特色）、活動は大変だけど、やって良かったと思うときなどの民生委員・児童委員の「生の声」を知らせることなど、地域住民に対し訴求力のある魅力的な PR も効果的です。

- 民生委員・児童委員活動実態調査⁵(以下「実態調査」という)では、YouTube等をはじめとするインターネットを活用した広報や、他機関・他団体が行うイベントへの出展が効果的との回答が多くありました(図12)。

また、地域の高齢者・子育て支援のサロンなど、積極的に向向くことや自らサロンを開催する等、地域でのイベントを通じて住民に民生委員・児童委員の活動や顔を知ってもらう機会は、相談にもつながる効果的なPRになります。

- このように、多層的、継続的な広報により、住民の理解・共感を得ることができ、適任者の確保につながります。

図12 効果的な広報について(複数回答)



(平成30年度民生委員・児童委員活動実態調査)

⁵ 民生委員・児童委員活動実態調査 都民連が平成30年6月～7月に実施し、都内の民生委員・児童委員960人(有効回答数)に対し、民生委員・児童委員としての日頃の活動から感じている意識等について聞いた調査